

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 373 回

大変暑い日が続いています。皆様しっかり熱中症対策をとっていらっしゃると思います。さらに新型コロナウイルスがまん延しています。私の身近な所でも罹患された方の話を聞くようになりました。おまけに軽症ばかりではなさそうです。恐いですね。

ところで最近「TBS NEWS DIG Powered by JNN」を経済学者の高橋洋一氏が見たところによりますと、木原誠二官房副長官からの発表により、企業の海外支援強化のための司令塔となる「支援室」を内閣官房内に新設し、財務省出身の内閣財務官が室長になるという記事があったそうです。

皆さんどう思われますか？日本が円高不況を乗り切るために中国を始めとした海外に生産拠点を移し、その結果、日本国内が空洞化し、成長率が鈍化し、技術力も低下し、世界に冠たる日本の地位を手離してしまったことをお忘れではないと思います。

また現在かなりの円安ですが輸出はあまり増えていません。なぜでしょうか。『理由の 1 つは海外現地生産の増加だ。日本の輸出企業は 1980 年代後半から輸出を現地生産に切り替えてきた。1980 年代前半に 2~4% だった現地生産比率は、2010 年代後半には 25% まで上昇している。足元では上昇は一服しているが、製造業の国内生産能力が低下傾向にある。（週刊東洋経済 7.16 号・JA 共済総合研究所 専門局員 古金義洋氏記事より）』

この辺が大きな理由かと思われます。この現象をまた広げてしまうのでしょうか。そして日本の技術力をやすやすと海外に引き渡すのでしょうか、どう思われますか？

前田の《今人生を語る》第 278 回

めざめよ日本人 (200)

『儒教国文化圏の老人政策』 「礼記」王政から

その家に、もし 80 歳の老人がいるときは、子供一人分の税金を免除。90 歳のときは、その家全員の免税。身体障害者・難病の病人がいるときは、家族の大人一人分の免税、と。こうした免税をするので、家族主義の下、介護・養老等ができたのである。

令和の「論語と算盤」加地伸行著

※「礼記」王政 前漢の文帝の時代(紀元前)に編纂されたとされる經典

なかなかおもしろいですね。皆で介護等をする結果、政府の免税があった。これがほんとうの家族主義ではないでしょうか。ただ現代は核家族・少子高齢化の時代で、なかなか難しいことではありますが……。

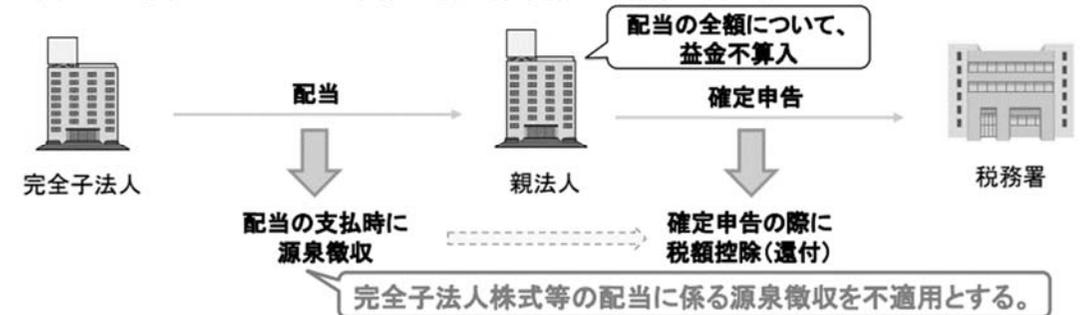
1. 完全子会社株式等に係る配当等の源泉徴収の見直し

現行制度においては配当等を支払う際に 20.42% (上場株式等は 15.315%) 所得税の源泉徴収を行うこととなっている。令和 5 年 10 月 1 日以後に支払をうけるべき配当等について、次の配当等については所得税の源泉徴収を行わないこととなる。

- ① 完全子法人株式等に該当する株式等に係る配当等
- ② 配当等の支払に係る基準日において、直接保有する株式等が発行済み株式等の総数等に占める割合の 3 分の 1 超である法人の株式等に係る配当等

内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人 (公益社団法人及び公益財団法人を除く)、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人が支払いを受ける配当等について適用する。

【完全子法人から親法人への配当の支払に係る源泉徴収と清算の流れ】



金融庁-R3.12 税制改正大綱等における金融庁関係の主要項目一より

2. 仮装隠蔽等に係る簿外経費の経費算入について (所得税・法人税)

個人又は法人が仮装隠蔽行為に基づき確定申告書を提出している、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の売上原価の額並びに費用の額等は、次の場合を除き、個人の必要経費そして法人の各事業年度の損金の額に算入しないこととする。

- ① 保存する帳簿書類等により当該費用の額が生じたことが明らかである場合。
- ② 保存する帳簿書類等により当該費用の額に係る取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合であって反面調査等により税務署長がその費用の額が生じたことと認める場合。

なお、その個人又は法人が確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額等の内、その提出したその事業年度の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外する。

個人については令和 5 年分以後の所得税について適用し、法人については令和 5 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。